

**平成28年度椎葉村一般会計予算における
市町村交付金(社会保障財源化分)が充当される
社会保障施策に要する経費について**

平成26年4月1日から施行された消費税率の改正(5%→8%)に伴い、地方消費税収の引き上げ分すべてを社会保障施策に要する経費に充てることとされています。以上の趣旨を踏まえて、本村においても、市町村交付金(社会保障財源化分)の相当額について、下記のとおり、本村が取り組む社会保障施策に活用いたします。

(歳入) 市町村交付金(社会保障財源化分) 5,600千円(見込み)

(歳出) 社会保障施策に要する経費 675,623千円(詳細は下記のとおり)

【社会保障施策に要する経費】

(単位: 千円)

区分	事業名	経費	財源内訳			
			特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
社会福祉	社会福祉施設事業	2,913			1,034	1,879
	高齢者福祉事業	52,757	2,334	10,000	513	39,910
	障害者福祉事業	134,993	88,919			46,074
	児童福祉事業	111,913	49,458		5,790	56,665
	母子福祉事業	9,708	1,996		300	7,412
	小計	312,284	142,707	10,000	7,637	151,940
社会保険	介護保険事業(繰出金)	75,225				75,225
	国民健康保険事業(繰出金)	53,436	19,486			33,950
	後期高齢者医療事業(繰出金)	68,274	15,063			53,211
	小計	196,935	34,549			162,386
保健衛生費	妊婦乳幼児検診事業	3,135				3,135
	病院事業(繰出金)	125,969				125,969
	予防対策事業	36,105	1,588		6,353	28,164
	医療提供体制等確保事業	1,195				1,195
	小計	166,404	1,588		6,353	158,463
合 計		675,623	178,844	10,000	13,990	472,789